

I いじめ防止対策編



◇さらに深めるための参考資料の紹介（出典資料含む）

- ・学級活動リーフレット 先生！！あなたのクラス大丈夫！？
[小学校版・中学校版]（平成24年12月 埼玉県教育委員会）
- ・生徒指導リーフ（平成23年3月～ 国立教育政策研究所）Leaf 7～9
- ・生徒指導支援資料「いじめを理解する」「いじめを予防する」「いじめを減らす」（平成21年4月 国立教育政策研究所）
- ・彩の国の道徳（平成22年3月 埼玉県教育委員会）
- ・生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）P. 173, 174
- ・いじめ問題への初期対応と対応マニュアル（平成21年3月 岩手県総合教育センター教育相談担当 ）

いじめ撲滅宣言

私たちは、子供たちが安心して健やかに成長できる社会をつくるため、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い決意のもと、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組み続けることを宣言します。

○学校では、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組みます。

いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに、被害にあった子供に寄り添い守ります。

家庭、地域、県や市町村、関係団体では、学校の取組を全力で支援します。

○家庭では、他人を思いやる大切さや生命の大切さを教えるとともに、いじめから我が子を守ります。

我が子がいじめをしたら本気でしかります。

○地域では、「地域の子供は地域で育てる」という認識のもと、学校や家庭と連携し、それぞれの役割に応じていじめ撲滅に積極的に関わります。

○県や市町村、関係団体では、「いじめ問題は社会全体で取り組むべき課題である」という意識の醸成を図るとともに、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。

平成24年11月20日

埼玉県知事

埼玉県教育委員会委員長

埼玉県警察本部長

埼玉州市長会会長

埼玉県町村会会長

埼玉州市町村教育委員会連合会会長

埼玉県公立小学校校長会会長

埼玉県中学校長会会長

埼玉県高等学校長協会会長

(社)埼玉県私立中学高等学校協会会長

埼玉県PTA連合会会長

埼玉県高等学校PTA連合会会長

埼玉県特別支援学校PTA連合会会長

埼玉県私立小学校中学校高等学校保護者会連合会会長

青少年育成埼玉県民会議会長

子どもを守るためのいじめ根絶に関する決議

子どもたちが、多くの可能性にチャレンジしながらたくましく成長することは、県民すべての願いである。

しかし、最近では、携帯電話等を利用したいわゆる「ネットいじめ」が新しい形のいじめとして深刻化している。

「ネットいじめ」では、個人情報や身に覚えのない中傷が安易に流れるだけではなく、第三者がいじめに加わるなど、加害者側と被害者側の関係が複雑化かつ多様化しており、大人から非常に見えにくいという点が、大きな特徴となっている。

いじめを防止するためには、「いじめを絶対に許さない」という強い信念のもとに、県、市町村、学校、保護者、県民等が連携してきずなを深め、社会総掛かりで取り組む必要がある。

よって、本県議会は、子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむため、かけがえのない命の尊さを一層訴え続けるとともに、県民と一体となって、いじめの根絶を目指して、全力で取り組むものとする。

以上、決議する。

平成21年7月10日

埼玉県議会

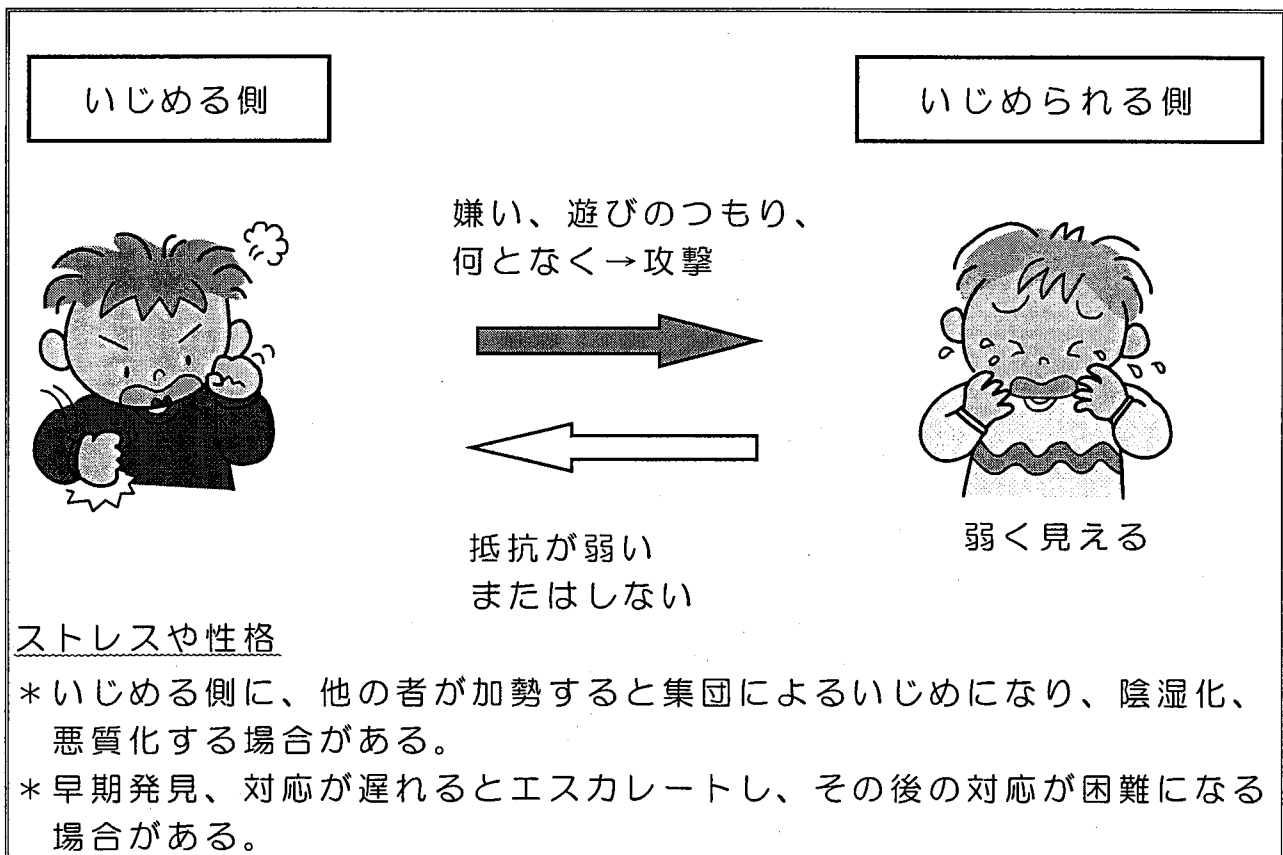
1 いじめの問題の基本的認識

(1) いじめの重大性

「いじめによる自殺」が発生しています。なんとしてもこのような悲劇を引き起こさないよう努力しなければなりません。また、自殺に至らないとしても、いじめによる身体的・心理的な苦痛が多くの児童生徒に深刻な影響を与えています。

いじめは、人権侵害であり、決して許すことのできないものです。

○いじめの発生のしくみ「なぜいじめられるの？」



(2) 「いじめ」の定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあ

る者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5)けんか等を除く。

(文部科学省「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より抜粋)

(3) いじめの分類

① けんか・いじわる型「いじめ」

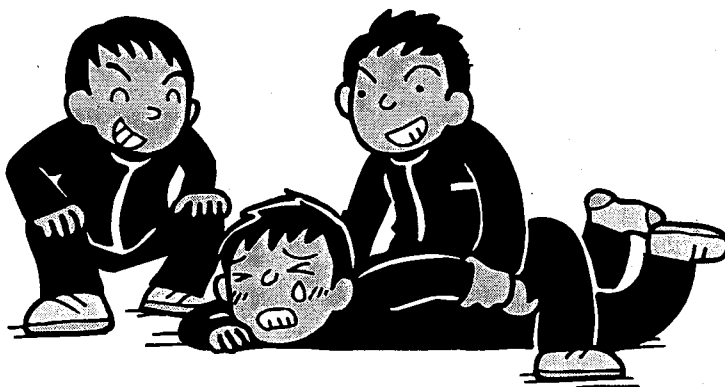
入学時や進級時の新しい集団づくりの際に多く見られ、悪口や単純な嫌がらせ、いじわるなどを単発的に行うものです。けんかは、当事者に一定程度の対等な力関係が存在し、意思の疎通の支障や誤解、互いの利益の衝突によって引き起こされますが、これが、深刻ないじめに発展することもあります。

② ふざけ型「いじめ」

小学校の高学年から中学生以上の段階に多く見られます。妬みやうっぶん晴らしのためにゲーム的に特定の個人に対して、無視・仲間はずれ、悪質な落書き、持ち物隠しなどをするもので、長期に継続することが多いのが特徴です。

③ 非行型「いじめ」

中学生以上の段階に多く見られ、非行傾向をもつ集団による行為として、恐喝、暴力、嫌がることの強制、物を壊すなどがあります。長期に継続することが多いのが特徴です。



(4) 最近のいじめの特徴

① 変化するいじめの立場

本県で行ったいじめに関する調査では、いじめ被害経験がある子どもは37.9%、いじめ加害経験がある子どもは35.6%と回答しています。

両方の経験がある者は18.5%となっており、特に小学校段階では、被害と加害の双方を経験しています。子どもの友達関係が極めて不安定な状況にあることを示しています。

② 集団化・陰湿化するいじめ

集団で特定の個人をいじめる形をとり、集団からはみ出す者は誰でもいじめの対象になり得ます。子どもは誰もが、自分がいじめられるのではないかと不安をもって生活するようになります。

③ ネットいじめ

小学校高学年、中高生では、携帯電話やインターネットを使ってブログやプロフなどに「死ね」などの悪口を不特定多数が書き込む等の「顔の見えないいじめ」（ネットいじめ）が急増しています。被害にあった子どもは、強い人間不信に陥る傾向にあります。

ポイント：いじめられる側にも問題がある？

児童生徒の個性や能力をもっていじめられる理由とすることは許されません。いじめは、ささいなことを理由にしたもので、いじめる側の自己中心的な動機から始まるものです。

いじめられる側に責めを負わせることは、断じてあってはなりません。問題はいじめる側にあります。ただし、いじめる側の背景にも目を向けなければ、いじめ根絶の学級や学校の風土は生まれません。「いじめは絶対に許されないこと。」を理解させ、なおかつ、いじめる側の複雑な心の屈折やストレス、成育歴等も総合的に理解した上で指導することが再発防止のためにも重要となります。



(5) いじめの構造

D 見て見ぬふりをする子ども（傍観者）

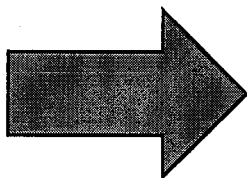
- ・ 自分がいじめられないために関わらない。
- ・ いじめられている者の気持ちが理解できない。

C 周りではやし立てる子ども（観衆）

- ・ いじめをおもしろがる。
- ・ 時にはいじめに加わる。



B いじめる
子ども



A いじめられる
子ども

ポイント：

- ① 観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どももいじめを助長している。
- ② AとBの関係は、立場が逆転する場合がある。

2 いじめの発見

いじめが発生した場合、発見・対応が遅れると深刻化することが多くあります。いじめの解決は、早期発見がカギを握っています。いじめの発見の方法としては、次のようなものが考えられます。

- チェックポイントによる確認（定期的に学年会議、職員会議などで）
- アンケート調査の実施（学期に1回以上を目安に）
- 個別面談の実施
- 個人ノートや生活ノートといったような教師と児童生徒との間で日常行われている日記等
- 教室までの経路等の変更（迂回、早めの到着、遅めの退出）
- 家庭訪問

特にチェックポイントによる確認は、学級担任を中心とする教職員が、毎日の学校生活での変化を的確にとらえやすく、いじめ発見には大変有効です。

いじめ発見のチェックポイント

	観察の視点	あてはまる 子の名前
朝の会	<input type="checkbox"/> 担任が来るまで廊下で待っている <input type="checkbox"/> 他の子どもより早く登校する <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる <input type="checkbox"/> 担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子をしている	
授業の開始時及び授業	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる <input type="checkbox"/> 授業の始めに用具が散乱している <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない <input type="checkbox"/> 係などを選ぶとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする <input type="checkbox"/> ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる <input type="checkbox"/> 正しい意見なのに冷やかされる <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる <input type="checkbox"/> 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる <input type="checkbox"/> その子への配布を嫌がる雰囲気がある <input type="checkbox"/> 実験などの後片付けをいつもやらされている <input type="checkbox"/> 道具や器具にさわらせてもらえず、順番がなかなか回ってこない <input type="checkbox"/> 音楽の授業で歌えなくなる <input type="checkbox"/> 内緒話をされている <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている <input type="checkbox"/> 不調を訴え、保健室に行くことが増える	
休み時間	<input type="checkbox"/> いつも一人でポツンとしている <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずおどおどしている <input type="checkbox"/> 特に用事がないのによく職員室に来る <input type="checkbox"/> 移動教室のとき、荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 格闘技ごっこなどでやられている <input type="checkbox"/> 保健室や相談室に来る回数が多くなる <input type="checkbox"/> 授業が始まって教室に戻りたがらない	
給食時	<input type="checkbox"/> 机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる（意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差など） <input type="checkbox"/> 給食を食べない、食欲がない <input type="checkbox"/> 早食い競争などをやらされている <input type="checkbox"/> 配膳を嫌がられている <input type="checkbox"/> いつも片付けをさせられている	
清掃時	<input type="checkbox"/> 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い <input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれずに、放置されている <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、ぬれたりしている <input type="checkbox"/> 清掃後、頻りに授業に遅れてくる	

帰りの会	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなると、よく訴えに来る <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破けていたりしている <input type="checkbox"/> 泣いている、または机に伏せたまましている <input type="checkbox"/> 自分の持ち物でないものを机やロッカー、カバンに入れている	
部活動・クラブ活動	<input type="checkbox"/> 参加しないことが多く、表情も暗い <input type="checkbox"/> 一人だけで、大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている <input type="checkbox"/> ペアの練習で、いつも取り残される <input type="checkbox"/> 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている <input type="checkbox"/> 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりしている <input type="checkbox"/> 辞めたいなどの訴えがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしないけど、あざ、汚れがある <input type="checkbox"/> 道具を隠される <input type="checkbox"/> 孤立している	
放課後から下校時	<input type="checkbox"/> 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている <input type="checkbox"/> 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている <input type="checkbox"/> いつも教師に相談したそうに寄って来る <input type="checkbox"/> 鞆や持ち物がなくなっている <input type="checkbox"/> ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている <input type="checkbox"/> 校舎内の柱や壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされている <input type="checkbox"/> 皆の荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 遠回りして帰る <input type="checkbox"/> 一人で帰る	
学校生活全般	<input type="checkbox"/> 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる <input type="checkbox"/> 一人で離れて仕事をしている <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる <input type="checkbox"/> 無理に役員を押し付けられる <input type="checkbox"/> 宿題や集金などの提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 一人の子の机や持ち物をさわろうとしない <input type="checkbox"/> 連絡帳、生活ノート、絵画作品等にかげりのある表現が見受けられる。	

いじめ早期発見のチェックポイント

ポイント：

- ① 該当する項目があれば、子どもに声を掛ける。
- ② 複数該当する項目があれば、学年等職員に相談する。



いじめの見極めと状況別対応

未然防止

- 1 全教職員が危機意識を持ち、気になることをすぐ伝えあう雰囲気づくり
- 2 いじめ対策委員会や事例検討会議等の活性化
- 3 いじめは、絶対に許さない。いじめられている子どもを守り抜くことを宣言
- 4 いじめの理解と抑止に結び付く調査の実施
- 5 道徳や人権の学習をとおして、心の教育の推進
- 6 社会性を育成するプログラムの実践

早期発見

いじめの情報・訴え等



早期対応

1 即時にチームで対応

《事実確認・情報収集》

- ・ いじめられた側の子どもから
- ・ 保護者から
- ・ 教職員から
- ・ いじめた側の子どもから
- ・ その他（友人など）



2 解決に向けた適切且つ誠実な対応



- | |
|---|
| 1 いじめの事実がない場合 |
| (1) 一人で判断しない。情報を集めチームで対応 |
| (2) いじめを訴える子どもの話を否定せず教育相談を継続 |
| (3) 継続的な行動観察と援助 |
| 2 いじめの事実があった場合 |
| (1) いじめられる子どもの安全確保と継続的援助 |
| (2) いじめる子どもへの指導と援助 |
| (3) 恐喝・暴力行為等は警察と連携 |
| 3 いじめている子どもがいじめではないという場合 |
| (1) いじめという言葉を使わずに、どのような行為をしたのかを確認する |
| (2) その行為が相手にとってつらいものであることを納得させ、その行為をやめさせる |
| 4 いじめられている子どもがいじめではないという場合 |
| (1) いじめという言葉を使わずに、どのような行為をされたのかを確認する |
| (2) つらい気持ちを受け止め、継続的な行動観察と援助を行う |

解決の難しいケースは教育委員会、
関係機関と連携

ポイント：いじめかトラブルかの判断・対応は、一人でするのではなく、
チームで行う。

(1) いじめの発見のために

① 早期発見のための担任の心がけ

ともに学び、ともに喜び、いつでも子どもを支えていくという「支援・援助者としての教師」であることを児童生徒に意識させることが、結果として、教師に対する自発的な相談として返ってきます。

また、いじめの情報が寄せられたときは、いつもいじめ解決の過程での適切な仲裁者となるようにすることです。特に、初期の段階では、いじめが児童生徒の思いやりの精神で解決できるように努めることが重要です。そのような対応の積み重ねが、当事者はもちろん、その他の児童生徒からも大きな信頼を得ることになります。

② 早期発見のための学校の対応

学級担任は、学級活動、授業、給食、清掃の時間など、日常の学校生活をとおして、児童生徒の人間関係や力関係などを観察することができます。また、「日記」などを使った相互通信や、アンケートによる生活実態調査等で子どもの姿をつかむこともできます。授業担当者も、授業中の児童生徒の言動に対する他の児童生徒の反応などから、集団の中における人間関係や力関係をつかむことができます。

また、養護教諭や相談員のところには、さまざまな情報が入ってきます。心の悩みをもつ児童生徒は、保健室や相談室を頻繁に訪れる傾向があります。

これら学級担任、教科担任、養護教諭などが読み取ったいじめのサインを、教師間で共有することが大切です。

特に生徒指導担当教師は校内のネットワークの要となるように心がけます。情報を整理し積極的に話し合いの場を設定し、相談機関等外部との協力体制をつくります。また、問題が生じた時には当事者の家庭と学校責任者との連絡調整を行うなど、その役割を積極的に果たしていかなければなりません。

ポイント：早期発見のための情報収集ができる校内のネットワークをつくり対応する。

(2) いじめの取組のチェックポイント

項 目		評価	
指導体制	1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践を行っているか。	
	2	いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
	3	いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない」と毅然としたねばり強い指導を行っているか。	
	4	いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守りとおす姿勢を示しているか。	
	5	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実にし、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
教育指導	6	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導にあたっているか。	
	7	学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
	8	道徳や学級活動(ホ-ム-ム-ム)の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
	9	学級活動(ホ-ム-ム)や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。	
	10	児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。	
	11	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。	
	12	いじめを行う児童生徒に対しては、総合的な背景の理解や特別な指導計画による指導の他、状況によっては、出席停止(義務教育)や警察との連携による措置も視野に入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	13	いじめられる児童生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
	14	いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	
	15	部活動(中高生)における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、良好な関係が築けるよう指導しているか。	

	16	授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。	
早期発見・早期対応	17	教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
	18	児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。	
	19	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。	
	20	いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。	
	21	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。	
	22	校内に児童生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談（スクールカウンセラー、相談員等）の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。	
	23	学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	
	24	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。	
	25	児童生徒等の個人情報取扱いについて、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。	
家庭地域との連携	26	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。	
	27	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
	28	いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	



3 いじめへの対応

(1) いじめている子どもへの指導

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、ただちにいじめをやめさせます。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図ります。

- 1 いじめの事実関係・きっかけ・原因などの客観的な情報を収集する。
- 2 安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置をとる。
- 3 いじめを完全にやめさせる。
- 4 いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させる。
- 5 人権と生命の尊さを理解させる。
- 6 多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し、観察していく。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、成就感をもたせるとともに、教師との親しい人間関係をつくる。
- 8 いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返さないように心の成長を促す。

ポイント：出席停止・懲戒処分とその留意事項

小学校、中学校では、いじめを繰り返す児童生徒に対し、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置をとることを検討します。

学校は、当該児童生徒に対して、学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、家庭との連携を十分に図る必要があります。

高等学校では、校長の行う懲戒処分があります。その実施の際にはいじめの事実確認を的確、正確に行うこと、本人や保護者からも意見を聞く機会を設けること、懲戒期間中の学習指導等に留意することなどがが必要です。また、ホームルーム活動の工夫改善や学年での生活指導の充実等、学校内おける再発防止策を講じ、いじめのない学校づくりに全力をあげて取り組むことが重要です。

(2) いじめられている子どもへの支援

いじめられる側にも問題があるという考え方で接することのないように留意します。そこで、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴きます。また、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておくことが大切です。

- 1 秘密を守ること、必ず守り抜くことを約束しながら話し合う。
- 2 いじめの事実を把握し、つらさや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- 3 不安を除去し、安全の確保に努める。
- 4 身近な大人に相談することの重要性を伝える。
- 5 自分の弱み・コンプレックスに対する否定的な見方や考え方をやめ、よい方向に自らを変えていけるようにする。
- 6 自信回復への積極的支援を行う。
- 7 不信感を抱いている対人関係の回復を支援する。
- 8 機会あるごとにコミュニケーションをもち、子どもとの信頼関係をつくる。
- 9 自分の気持ちを自信をもって表現できるよう積極的支援を図る。

(3) 周りではやし立てる子どもへの対応

- 1 はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- 2 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする子どもへの対応

- 1 いじめは、他人事でないことを理解させる。
- 2 いじめを知らせる勇気をもたせる。
- 3 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気づかせる。

(5) 学級全体への対応

- 1 話し合いなどをおして、いじめを考える。
- 2 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 3 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- 4 いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 5 道徳教育の充実を図る。
- 6 特別活動をとおして、好ましい人間関係を築く。
- 7 行事等をとおして、学級の連帯感を育てる。

(6) 保護者への対応

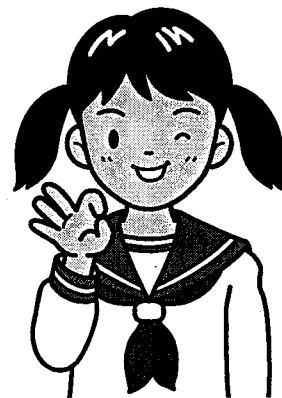
保護者の立場に立って、共感的に理解し、信頼関係を確立する。

ア 被害者の保護者に対して

- ①速やかに家庭訪問し、学校で把握した状況を正確かつ丁寧に説明する。
- ②学校として、徹底して子どもを守り、支援していくことや学校の取組方針を具体的に伝え、誠実に対応する。
- ③対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者の気持ちを受容し、対応策について協議する。
- ④定期的に面談・家庭訪問をし、誠意を尽くした対話をする。
- ⑤子どもの様子の変化などの経過について緊密に連絡を取り合う。

イ 加害者の保護者に対して

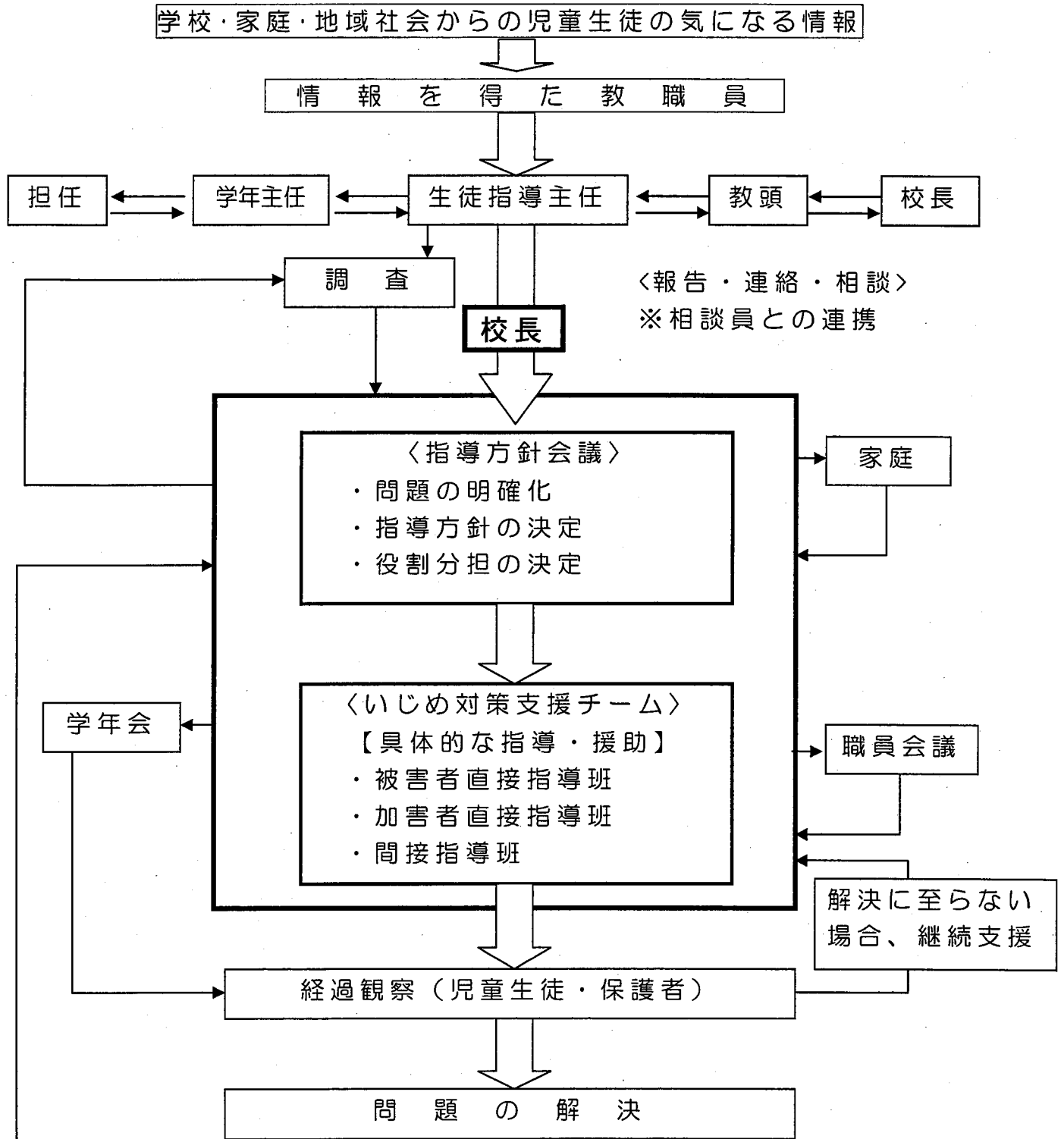
- ①速やかに家庭訪問をし、いじめの事実を知らせ、本人にも再確認する。いじめの深刻さを認識してもらうとともに、学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ②いじめの加害状況の共通認識と今後の対応への協力を得る。被害者への謝罪を促す。
- ③いじめ行為は許されるものではないという毅然とした姿勢を維持する。
- ④事実を認めなかったり、我が子は首謀者ではないなどと学校の対応方針を批判したりするような場合は、あらためて事実確認と学校の指導方針等を示し、粘り強く理解を求める。
- ⑤家庭教育の在り方について一緒に考え、具体的に助言する。



(7) いじめに対する初期対応例（※組織的な対応事例）

対応の流れ	教職員の動き等	留意点
<p>1 いじめ情報のキャッチ（認知）</p> <p>2 報告</p> <p>・憶測を入れずに事実（些細なことでも）を報告</p> <p>1日目に対応（その日に）</p>	<p>教職員の動き等</p> <p>担任 ← 教職員・保護者・地域</p> <p>↓ 情報</p> <p>担任 → 学年主任</p> <p>↓ 報告</p> <p>生徒指導主任</p> <p>↓ 管理職</p> <p>↓ 指示</p> <p>担任 些細なトラブルは即指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小さな危機を見逃していないか。見て見ぬふりをしていないか。 ● 訴えには「あなたを全力で守り抜く」決意とメッセージを伝える。
<p>3 事実関係の正確な把握・情報収集</p> <p>・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取</p> <p>・他児童生徒、教職員からの情報収集</p>	<p>いじめと認知、判断した場合</p> <p>↓ 報告</p> <p>関係教職員</p> <p>↓ 事情聴取</p> <p>被害者 加害者</p> <p>↓ 情報の突き合わせ・報告</p> <p>関係教職員</p> <p>↓ 報告</p> <p>管理職</p> <p>↓ 指示</p> <p>担任 生徒指導主任</p> <p>↓ 連絡 ↓ 連絡</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>被害者の保護者へ： 「本人が嫌がることをされていて心配なのです。」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>加害者の保護者へ： 「人の嫌がるようなことを行っていて心配なのです。」</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 訴え、申し出に対してはその日の内に行動する。 ● 「大丈夫」の発言を鵜呑みにしない ● 管理職のリーダーシップを発揮する。 ● 面談の基本的スタンス：傾聴、共感的理解、適応へのサポート
<p>4 問題状況の総合的な把握・理解</p>	<p>生徒指導主任：資料作成、チーム会議の招集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事実の経過に沿って情報共有
<p>5 いじめ対応チームの構築</p> <p>・必要に応じて会議は複数回、継続的に開催する。</p> <p>遅くとも3日目までに</p>	<p>いじめ対応チーム（会議①）</p> <p>管理職 担任 学年主任 生徒指導主任 養護教諭 相談担当</p> <p><目的></p> <p>・アセスメント（見立て）による指導・援助体制の共有・確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめを確実に止める。 ● 双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となり、毅然とした態度で対応する。
<p>6 事実の究明と支援・指導（サポートチームの構築・関係機関との連携）</p>	<p>被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導、保護者対応（誰が、誰に、何を、いつ行うことを明確に）</p>	

いじめ問題への組織的対応図（例）



【関係機関との連携】

- ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー
- ・市町村教育相談室 ・児童相談所 ・よい子の電話教育相談
- ・子どもスマイルネット ・福祉事務所 ・少年補導センター
- ・家庭裁判所 ・児童・民生委員 ・警察署 ・人権擁護委員等

いじめ加害・警察との連携

刑法犯	いじめの態様	学校の指導等・警察の対応	軽 重
<p>名誉毀損罪</p> <p>冷やかし・からかい 悪口・脅し文句 「うざい・きもい・くさい・死ね」</p> <p>侮辱罪</p> <p>ネット上の誹謗・中傷</p> <p>傷害罪 (PTSD等)</p> <p>仲間はずれ 持ち物隠し</p> <p>お節介・親切の押しつけ</p> <p>集団で無視 暴力</p>		<p>【学校の指導等】</p> <p>組織的な対応</p> <p>早期発見・早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・個人指導 ・学級指導 ・学年、学校指導 <p>連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭との連携 ・教委への連絡 <p>見届け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声かけ、観察 	<p>↑</p>
<p>脅迫罪</p> <p>強要罪</p> <p>恐喝罪</p> <p>強盗罪</p> <p>器物損壊罪</p> <p>暴行罪</p> <p>傷害罪</p> <p>傷害罪</p> <p>暴力行為等処罰に関する法律違反(集団)</p> <p>強制猥褻罪</p> <p>強姦罪</p> <p>傷害致死罪</p> <p>殺人罪</p>	<p>* 言葉での脅し</p> <p>* 嫌がることを行わせる</p> <p>金品の要求・たかり</p> <p>* 物を隠す、壊す</p> <p>暴力 (軽くたたく、蹴る等) * 肩パン(肩パンチ)</p> <p>暴力 (ひどくたたく、蹴る等) * 失神ゲーム * 集団暴行・リンチ * 衣服を脱がす、盗撮 * わいせつな行為等 * 人を殺す</p>	<p style="text-align: center;">警察との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、提供 ・事情聴取 ・任意(書類送致) ・逮捕(身柄拘束) <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">検察庁 家庭裁判所</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審判</p> <p style="text-align: center;">【警察の対応】</p>	<p>↓</p> <p>重</p>

(8) ネットいじめへの対応

① ネットいじめの種類

ア なりすましメール

他人になりすまし、嫌がらせメールを送る。

イ チェーンメール

同じ内容の文を複数の人に転送するよう求めるメール。

ウ 学校裏サイト

掲示板で、キモイ人ランキングなど悪口が書き込まれる。

② ネットいじめ

ネットいじめでは、弱いものがターゲットになるとは限りません。ネットを通して誹謗中傷が多数の目にさらされます。匿名や偽名で書き込まれるため、だれが書き込んだか特定できないケースがほとんどです。

ネットいじめは、時間と場所を選ばず、いつでも行われる危険性があるので、学校の内外で24時間起こりうるものなのです。

ネットいじめは、名誉毀損、侮辱行為等の犯罪行為として起訴できる（又は起訴される）可能性があります。警察が犯罪行為と判断すれば、ウェブサイトの利用記録を紹介することもでき、そこから個人が追跡されます。

③ 掲示板に書き込まれた誹謗中傷の削除方法

掲示板のサイト管理者に連絡して削除してもらいます。



削除されないときは、プロバイダー（インターネットへの接続サービスを提供する業者）に削除依頼のメールを送ります。

掲示板の最下部に書かれたリンクをクリックすると、プロバイダーのHPにアクセスできます。そのページにある「問い合わせ」「違反BBS通報」から削除依頼メールを送ります。

削除依頼は、具体的に書かれている内容について記載し、書き込みのあるアドレス（URL）を必ず記載します。

④ チェーンメール等の削除方法

また、チェーンメールで困っている場合は、財団法人日本データ通信協会の迷惑メール相談センターが携帯電話の転送先のメールアドレスを用意してくれています。転送しないと不安な場合は、下記のアドレスに転送すれば、責任を持って削除してくれます。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/tensou.html>

※後述【資料3】ネット上の見守り活動の手引（抜粋）を参照のこと。

4 いじめの予防

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」です。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返っておきたいものです。

いじめられている子どもの立場で、親身の指導・支援を行う。

- 子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインを、あらゆる機会をとらえてキャッチする。
- 自分の学級や学校にも深刻ないじめの問題が発生しうるという危機意識をもってあたる。
- いじめられている子どもを守り通すことを最優先に指導・支援する。

「いじめ」に関する事例を分析してみると、教師が直接・間接に「いじめ」を生み出している場合があることに気付かされます。教師が「いじめ」の発生にかかわっている場合として、次のようなことが考えられます。

- 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容することになっている場合
- 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容することになっている場合
- 教師の指導が徹底を欠き、「いじめ」の土壌を温存させている場合

【傷つける言葉】

●子どもの心を傷つける言葉の例

- ・「なんでそうとろいんだ。人の迷惑も考えろ。」
- ・「まったくあきれたわね。しょうがないわね。」
- ・「何を考えているのか全く訳の分からないやつだ、お前は。」
- ・「お前、この前も〇〇だったじゃないか。信じられんやつだ。」
- ・「なんでこんなこともできないんだ。ばかやろう。」

【ほめ言葉】

○子どもをやる気にさせるほめ言葉の例

- ・「なるほど、そこまで考えていたのか。えらい。」
- ・「そうか、それはいいところに気がきましたね。〇〇さん。」
- ・「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ・「ああする（言う）ことは、とても勇気のあることだったでしょう。感心（感激）しましたよ。」
- ・「〇〇さんの対応は、とても気持ちが明るくなりますね。」
- ・「あなたの〇〇は、みんなのよいお手本になりますよ。」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

【とっておきの言葉】

◎子どもが輝く「とっておきの言葉」（小学校編）

- ・あなたの気持ち、先生にも分かるよ。
- ・わたしも苦手でしたよ。でも、あきらめないでいっしょに努力していきましょう。
- ・あなたのあいさつさわやかだね。
- ・そういう考え方もあるね、よく考えたね。
- ・君の笑顔はみんなをあったかくして、まるでお日さまみたいだね。
- ・ここがいいね、これがいいね。
- ・えらいね、うまい！できるようになったね。
- ・やればきっとできる、つづければかならずできる。
- ・大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだよ。

◎子どもが輝く「とっておきの言葉」（中・高編）

- ・君には君の可能性がある、大事にしなきゃ。
- ・約束だよ、信じてるから。
- ・君の成長した姿を、今見ることができてうれしいです。
- ・可能性という自分自身の扉を開こう。
- ・幸せになって欲しいからだよ。
- ・君たちが必要なんだ！

【いじめを予防するため、教師に望まれること】

- ・受容的・共感的な態度で接する。
- ・児童生徒や保護者から、いつでも相談されるような信頼関係をつくる。
- ・日常的なふれあいを大切にし、子どもと共有する時間を多くもつようにする。
- ・児童生徒理解に努める。
- ・一人一人の個性を大切にし、長所を伸ばす支援を行う。
- ・愛情をもって、いつも公平な態度で子どもに接する。
- ・常に子どもとともに学ぶ姿勢をもつ。
- ・教師自らの感性を磨く。
- ・いじめに対して、毅然とした姿勢を示す。



(2) 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごします。そのため、いじめの発生を防止する上で、学級づくりが占める割合はとて大きなものになります。

＜学級づくりのポイント＞

- 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮することである。
 - ・児童生徒の心を理解する。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・居場所をつくる。
 - ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいいよ。」）
- 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かってほしい。」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気がつかなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- 児童生徒が自分の周りに起こるさまざまな問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

(3) 学習指導

学業不振やその心配のある子どもは、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになります。そして、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっています。

逆に子どもが学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができ、それが学ぶ意欲につながります。そして、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することをおして、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができます。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」を創造することが、いじめを予防する手立ての一つとなるわけです。

「学ぶ喜びを味わわせる授業」を創造するポイント

1 児童生徒理解を深める工夫

児童生徒理解を深め、一人一人の個性や発達段階を十分に把握しながら授業を進める。

2 学習意欲を高める工夫

児童生徒の興味関心を強く誘発し、感動の伴った疑問、意欲を生じさせる教材提示のあり方や児童生徒自らが課題追究してできるような学習

形態を工夫する。

3 個を生かす活動の工夫

各自の考えを重視し、自ら課題解決の方法を見つけ、解決を試みる場の設定を工夫する。

4 個の考えを深める活動の工夫

個々に解決した事柄をもとに、互いの考えを認め合い、みがき合わせる活動を工夫し、個と集団のかかわりを深めたり広めたりする。

5 体験的な活動の工夫

どのような体験的な活動をさせればよりよい内発的動機づけが図れ、その後の展開が有効になるか工夫する。

6 評価の工夫

確かな学力を育てる指導計画、指導方法、並びに個性重視の立場から捉えた個の高まりの評価を工夫する。

(4) 親同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者のはたらきかけが大切です。特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキがかかることが多親同士の親密な関係が重要です。例えば、学級担任がコーディネーター役となり、学級規模で親同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換、対策について話し合うことも効果的です。

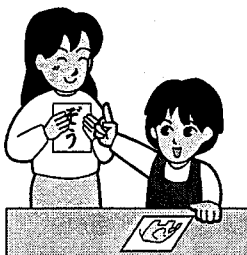
ポイント：親同士のネットワークでいじめの防止

1 小学校での取組事例

「ふれあいスクール」の取組として、PTA、地域の各種団体、おやじの会等が中心となり、「ふれあいキャンプ」「地震体験イベント」等を行った。親子同伴で参加し、親子のふれあいや親同士のふれあいを深めた。

2 中学校での取組事例

「今、行動しなくて委員会」の取組として、運動会親子参加種目、朝のあいさつ運動、ふれあい講演会、登下校時の安心・安全・安定の確保、花いっぱい運動を行った。コミュニケーションの活性化を図る中で、生徒をよい方向に導くことができた。



コラム：教師がいじめを見て見ぬふりの対応に陥らないために

【中学校の対応事例】

中学校2年生の理科の実験授業。A教諭は、演示実験のため、教卓の周りに集まるよう指示を出した。B夫が一番前に出てきたが、少し遅れて参加したC太が、「おい、B夫、空っぽなでかい頭が邪魔なんだよ！」とニヤニヤしながら発言した。他の生徒はクスクス笑った。A教諭は、C太に対し、「何ですか、今の発言は！」と声をかけたが、C太の「何だとおっ？」という言葉に威圧され、そのまま何事もなかったかのように授業を進めた。

このような対応は、あり得ることです。しかし、この対応は「クラスメートを辱める中傷的な発言」を教師が容認したことにほかなりません。教師が瞬時に対応しなければ、生徒は、この発言や人間関係が通るものと体得してしまいます。以下に、いじめの芽を摘み取ろうとする指導例を示します。

A教諭：「何ですか、今の発言は！」

C太：「何だとおっ？」

A教諭：「今、何と話したのですか。」

C太：「別にいい？」

A教諭：「今、何と話したのですか。」

C太：「邪魔だなあ。」と言いました。

A教諭：「いいえ、違います。もう一度同じことを言ってごらんください。」

C太：「空っぽなでかい頭が邪魔なんだと言いました。」

A教諭：「それは、どういう意味ですか。」

C太：「大きなピーマンってことですよ。」（周りの生徒がクスクス笑う）

A教諭：「そんなことを私は言っているのではありません。あなたは、B夫さんの親御さんがここにいらっしゃっても、同じことが言えるのですか。」（A教諭の毅然とした態度に、教室内に緊張感がみなぎる。）

C太：「（無言。）」

A教諭：「ふざけてはいけません。」

C太：「すみません。」

A教諭：「このように特定の人を苦しめる発言を何というか分かりますか？」

C太：「（無言。）」

A教諭：「言えないのですか。そういうことをいじめと言います。自分のやってしまったことをよく考えて行動してください。」

以上の指導例のように、教師が、即座に毅然とした態度で対応することで、「いじめを生まない学級風土」の大切さを周囲の生徒に印象付けることができます。教師が瞬時に対応できるようにするためには、日ごろから、児童生徒の行動や背景をよく理解して、アンテナを高くしておくことが重要です。

【小学校の対応事例】

小学校4年生の担任D教諭は、席替え後、E助がF美と机を離して座っていることに気づいていたが、E助が学級のリーダー的存在であり、慕っている児童も多い事から大きな問題として取り上げずに過ごしていた。

1か月が経過し、E助は、F美が発言するたびに、「チッ、またお前か。」とつぶやいたり、班活動や清掃活動などで、作業をF美に押し付けたり、また、仲間の数人で、あからさまに無視する場面が多くみられるようになった。

このような状況を放置すると、「言っても、やっても大丈夫。」という暗黙のルールを教師が認めることとなります。この教師の安易な受け止めが、「ほんのちょっとした行為」を見逃し、放置することとなり、いじめが確実に進行し、気づいた時には、手遅れとなります。「許されない行動」を具体的に指摘し、学級全体が規律ある態度を身に付けようとする姿勢を育てていくことが肝要です。以下に、ささいないじめを許さない指導例を示します。

D教諭：「E助さん、机を隣とつけないさい。」

E助：（嫌そうな態度で机をつける。）

D教諭：「E助さん、立ちなさい。今、あなたはとても嫌そうに机をつきましたね。」

「自分が同じようにされたら、嫌な気持ちになる人は、手を挙げてください。」（全員の児童が手を挙げる。）

「E助さん、みんながいけないと感じているのですよ。F美さんに謝りなさい。」

E助：「・・・ごめんなさい。」

D教諭：「しっかり謝ることができましたね。立派な行動です。」

「机をちょっとでも離すことも、離された方が嫌な気持ちになりますから、いじめと言えます。いけないことは、いけないと先生は取り上げて注意します。もちろん、この学級のみなさんにもいじめは絶対に許さないという気持ちは、同じようにもってほしいと思います。」





1 起床から登校前

- ◇布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである
- ◇けだるそうな、疲れた表情である
- ◇いつもと違って朝食を食べようとしない
- ◇ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする
- ◇学校に行くのを渋ったり、登校班の集合場所に行きたがらない

2 登校中

- ◇友達の荷物を持たされている
- ◇一人で登校するようになる
- ◇遠回りして登校している
- ◇途中で家に戻ってくる

3 帰宅時

- ◇理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある
- ◇あざや擦り傷があってもその理由を言わない
- ◇自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない
- ◇いつもより帰宅が遅い
- ◇自転車や持ち物等が壊されている
- ◇学校の話をしなくなる
- ◇外出したくない
- ◇プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある

4 夕食時から就寝まで

- ◇食欲がない
- ◇特定の友達に対する言葉遣いが不自然にている
- ◇友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする
- ◇お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる
- ◇部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく
- ◇買い与えた覚えのない品物を持っている
- ◇メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない
- ◇部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる
- ◇家族の者と話をしなくなる
- ◇いじめの話をするとう強く否定する
- ◇弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる
- ◇疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている
- ◇普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする

【資料2】いじめ（生活）アンケート実施上のガイドライン（例）

○実施時期：1回目：4月後半から5月 2回目：10月後半
3回目：2月中 ※全校一斉に行う。

○教師の配慮事項

- ・児童生徒一人一人の間に、物理的スペースを十分取り、安心して回答できるようにする。
- ・アンケート用紙とは別に封筒を用意する。（白紙1枚でもよい。）回答後、他人に見えないように封筒に入れる。（白紙をかぶせる。）
- ・回答しているときはよそ見をしないように注意する。
- ・調査中は私語を禁止し、最後の児童生徒が記入し終わるまで、全員を静かにさせておく。回答後は、回答の内容は個人の秘密であり、どう答えたかを誰にも話さないことを言い聞かせる。
- ・日付を記入させる。（2回目以降の変化を測定できる。）
- ・回収は児童生徒に行わせない。教師が、順に机間を回り、一枚一枚丁寧に回収する。児童生徒が教師に手渡してもよい。
- ・氏名を書かせる場合、完全解消するまでの経過に十分配慮する。
- ・家庭に持ち帰らせて書かせ、アンケート用紙を封筒に入れ、封をさせたものを集めてもよい。

○口頭でアンケートを取る場合

- ・対象者が年少者等の場合は、口頭での質問も検討する。
- ・まず、どういう行動がいじめなのかを説明する。
例；たたく、ける、悪口を言う、他人の持ち物を取る、一緒に遊ばない、みんなで相談して話しかけないようにする など
- ・机の上に顔を伏せて、目を閉じ、右手を挙げて手を握るように指示する。質問して、一度でもあれば、指を1本立てさせる。



○調査の集計と活用

- ・結果の集計はその日に終える。
- ・翌日までに、調査結果を学年主任→生徒指導主任→管理職の順に報告する。
- ・いじめが発見された場合は、全職員で情報共有し、チーム会議、いじめ問題対策委員会等の開催を検討し、組織的な対応を開始する。
- ・同時期に平行して、保護者用アンケートを実施する。
- ・アンケート調査終了後を教育相談週間と位置づけ、児童生徒の面接を実施する。
- ・アンケートの集計が終了したら、児童生徒用、保護者用ともに結果内容を、学校だより、学年・学級通信、ホームページ、懇談会等を活用して保護者に伝える。その際、学校が主導する形で、組織を挙げていじめ問題に積極的に取り組んでいる姿勢を示し、連携の基盤を作る。

() 年 () 組 男・女

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、あてはまるものに○を付けてください。

問1 無視むしされたり、仲間なかまはずれにされたりしたことがありますか

ある・ない

問2 ひやかしゃからかい、悪口わるくちや脅おどしなどを言われたことがありますか

ある・ない

問3 自分の持ち物じぶん もものをかくされたり、勝手にかって使われつかたりしたことがありますか

ある・ない

問4 友だちの持ち物とも もものを自分のカバンや机じぶんの中に勝手につくえ なか入れられたことがありますか

ある・ない

問5 わざとぶつかられたり、遊びあそのふりをしてたたかれたり、けられたりしたことがありますか

ある・ない

問6 そうじや当番とうばんをおしつけられたことがありますか

ある・ない

問7 あなたの悪口わるくちをメールで送おくられたり、ブログ・プロフに書き込まれたことがありますか

ある・ない

問8 あなたの友だちともでいじめにあってつらい気持ちきもちで生活せいかつしている人ひとはいますか

いる・いない

小・中・高等学校向け

いじめの実態把握のためのアンケート（記名式・例）

（ ）年（ ）組（ ）番 氏名（ ）

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、自分の気持ちに一番近いものに○を付けてください。

	質問項目	1..まったくない(まったくあてはまらない) 2..ほとんどのない(あまりあてはまらない) 3..どちらとも言えない 4..たまある(たまにあてはまる) 5..よくある(よくあてはまる)
①	冷やかしやからかい、悪口や脅しなどを言われることがある	1-2-3-4-5
②	クラスの集団に入れてもらえなかったり、大勢から無視をされたりすることがある	1-2-3-4-5
③	自分の持ち物が無くなったり、捨てられたり、わざと壊されたりすることがある	1-2-3-4-5
④	わざとぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりすることがある	1-2-3-4-5
⑤	お金を要求されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることがある	1-2-3-4-5
⑥	朝、自分の机や椅子、持ち物などがいたずらされていないか心配で確認することがある	1-2-3-4-5
⑦	朝、宿題や提出物を集めるときに、いじわるをされることがある	1-2-3-4-5
⑧	授業中に間違ったり、つまずいたりすると、バカにされたり、しらけるような態度をとられることがある	1-2-3-4-5
⑨	グループで学習するとき、机を離されたり、浮いていると感じることがある	1-2-3-4-5
⑩	給食の時間、机を離されたり、無視するような態度を取られることがある	1-2-3-4-5
⑪	休み時間に、教室に居づらくて職員室や保健室に行くことがある	1-2-3-4-5
⑫	休み時間に自分の悪口や陰口を聞くことがある	1-2-3-4-5
⑬	いじわるや嫌がらせが心配で、清掃場所に行きたくないときがある	1-2-3-4-5
⑭	帰りの会で、いじわるをされて、必要な連絡を伝えてもらえないことがある	1-2-3-4-5
⑮	下校中に、カバンをたくさん持たされたり、一方的に悪ふざけをされることがある	1-2-3-4-5
⑯	パソコンや携帯電話のサイトやメールに嫌なことを書き込まれたり送られたりすることがある	1-2-3-4-5
⑰	部活動、委員会活動での友人との関わりなどをつらいと感じることがある	1-2-3-4-5
⑱	学校には生活を共にするグループや、困ったときに相談にのってくれる友人がいる	1-2-3-4-5
⑲	学校には私を認めてくれる先生や、困ったときに相談にのってくれる先生がいる	1-2-3-4-5
⑳	いじめにあってつらい思いをしている友人がいる	1-2-3-4-5

学校生活についてのアンケート【保護者用・例】

このアンケートは皆さんのお子さんが、いじめがなく安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。現在の状態に最も近いものに“○”を付けてください。また、兄弟姉妹がいる場合でも、それぞれのお子さんについて別々の用紙に御記入ください。

お子さんの学校生活で、以下の（例）のような困り事はありませんか？

（例）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品を要求される。
- 金品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなこと、恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

お子さん 小・中・高（ ）年（ ）組 性別（ ）

質問項目		回答		
①	うちの子供は学校で、ほかの子供から（例）のような事をされている。	はい	いいえ	わからない
②	うちの子供は学校で、ほかの子供に（例）のような事をしている。	はい	いいえ	わからない
③	うちの子供から学校で、（例）のような事を見たという話を聞いたことがある。	はい	いいえ	
④	うちの子供のまわりで、（例）のような事があるとほかの保護者や地域の方から聞いたことがある。	はい	いいえ	
⑤	家庭で、（例）のような問題について子供と話をすることがある。	はい	いいえ	

質問項目①～④で「はい」と回答した方は書ける範囲で、その内容を御記入ください。

※ 具体的な相談があれば、学校まで御連絡ください。

【資料3】 ネット上の見守り活動の手引（抜粋）

（2）子どもたちが利用する機能・サイト

- (1) **プロフ** 個人が自分のプロフィールを公開するサイトのこと。
【代表的なサイト：前略プロフィールなど】
- (2) **ブログ** Web log（ウェブログ）の略で、個人が自分の感想や出来事などを書く、日記形式のサイトのこと。読んだ人がコメントを書き込んだりすることができる。
【代表的なサイト：アメーバブログ、デコブログなど】
- (3) **掲示板** 情報交換、意見交換、コミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みができるサイトのこと。
【代表的なサイト：2ちゃんねる、埼玉話、ミルクカフェなど】
- (4) **リアル** リアルタイムの略。自分の感想や考えたこと、また自分の行動等を短い文章で書く日記形式のサイトのこと。ツイッター等もリアルに分類される。
【代表的なサイト：デコリアル、twitterなど】
- (5) **SNS** ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。閲覧や書き込みにはIDとパスワードが必要になる。
【代表的なサイト：モバゲー、GREE（グリー）、mixi（ミクシィ）など】

（3）フィルタリングについて

（1）フィルタリングサービスとは？

フィルタリングサービスとは、子どもに好ましくないサイトを、子どもの携帯電話やパソコンから見られなくするサービスで「閲覧制限サービス」とも言われる。

子どもたちが見るサイトを、保護者が全て管理することは実質的に不可能であり、子どもたちにとって好ましくない情報を一律にシャットアウトするフィルタリングサービスは、子どもの安全と健全な育成のために大変有効なサービスである。

フィルタリングには、ホワイトリスト方式やブラックリスト方式などがある。

（2）ホワイトリスト方式

ホワイトリスト方式とは、携帯電話会社が認めた公式サイトと呼ばれるサイトのみ閲覧可能な方式である。情報に対する正しい判断力が育っていない段階では、ホワイトリスト方式の方が望ましい。

（3）ブラックリスト方式

ブラックリスト方式とは、第三者機関（モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA））が、子どもに好ましくないと判断したサイトを見られないようにしたものである。

ホワイトリストに比べて閲覧可能なサイトが大幅に増えるため、情報に対する正しい判断力が育ってから使用することが望ましい。

(4) ネットパトロールで見られた不適切な書き込みについて

埼玉県教育委員会が実施したネット上の見守り活動（ネットパトロール）では、以下のような不適切な書き込みが見られた。

1 誹謗・中傷の例

〇〇まじうざい
にやけてんな ガンぶす
しゃしゃんなよ
死ねよカス まじ うざい
死ね死ね死ね死ね死ね死ね
死ね死ね死ね死ね死ね死ね

11/05/15 20:58

その他の例や特徴

- ◆個人名をあげての誹謗中傷が見られた。
- ◆簡単に個人が特定できる表現での誹謗中傷が見られた。（イニシャル、学年クラス出席番号など）
- ◆教員、保護者、家族への誹謗中傷が見られた。
- ◆掲示板に個人名やプロフィールを晒しての誹謗中傷が見られた。

2 暴力行為・問題行動の例

by〇〇〇〇
今〇〇とバイクで流してきた
一服なう マイセンうまいな
ト。-iy°°°
これから〇〇んちで呑みだ

11/05/21 00:35

その他の例や特徴

- ◆リアルに書き込んでいる場合が多く見られた。
- ◆プロフィールの嗜好品欄等に喫煙や飲酒が疑われる書き込みも見られた。
- ◆絵文字やスラングを使用する場合も見られた。
- ◆飲酒や喫煙をしていることを写真に撮り、自慢している者も数多く見られた。

3 わいせつ等の例

by〇〇〇〇
〇〇市に住む44歳です。
プロフィール見ました。かわいいですね。
さんまんえんあげますから
デートしてください。
連絡ください。連絡先です。
〇〇〇@〇〇.ne.jp
11/04/30 23:20

その他の例や特徴

- ◆プロフィールのゲストブックに第三者が書き込んでいる場合が多く見られた。
- ◆なりすましと思われるプロフィールから、わいせつなサイトへ誘導するものが非常に多く見られた。
- *「なりすまし」とは、誰かがある者に成り済ますこと。いかにもそれらしく見せかけること。

4 その他の例

りすかしたい だれか殺して
いっその世から消え去りたい
消えたい ほんと消えたい
だれか心配してくれるかな？
必要とされてない！
だれかたすけて！ 胸が苦しいよ～
11/05/3 21:20

その他の例や特徴

- ◆リストカットに関する書き込みが多く見られた。特にリアルへの書き込みが多かった。
- ◆名前、学校名、携帯電話番号、メールアドレスなど個人情報を載せてしまう場合も見られた。
- ◆クラスや部活動などのメンバーで構成するリンク集が多く見られた。

注意

ネット上に書き込んだものや掲載したものは、自分の仲間や関係者しか見ないものと誤解し、軽い気持ちで書き込みをしているケースが見られる。

しかしながら、それは世界中の不特定多数の人が閲覧できるものであり、情報モラル教育を始め指導の充実が必要である。

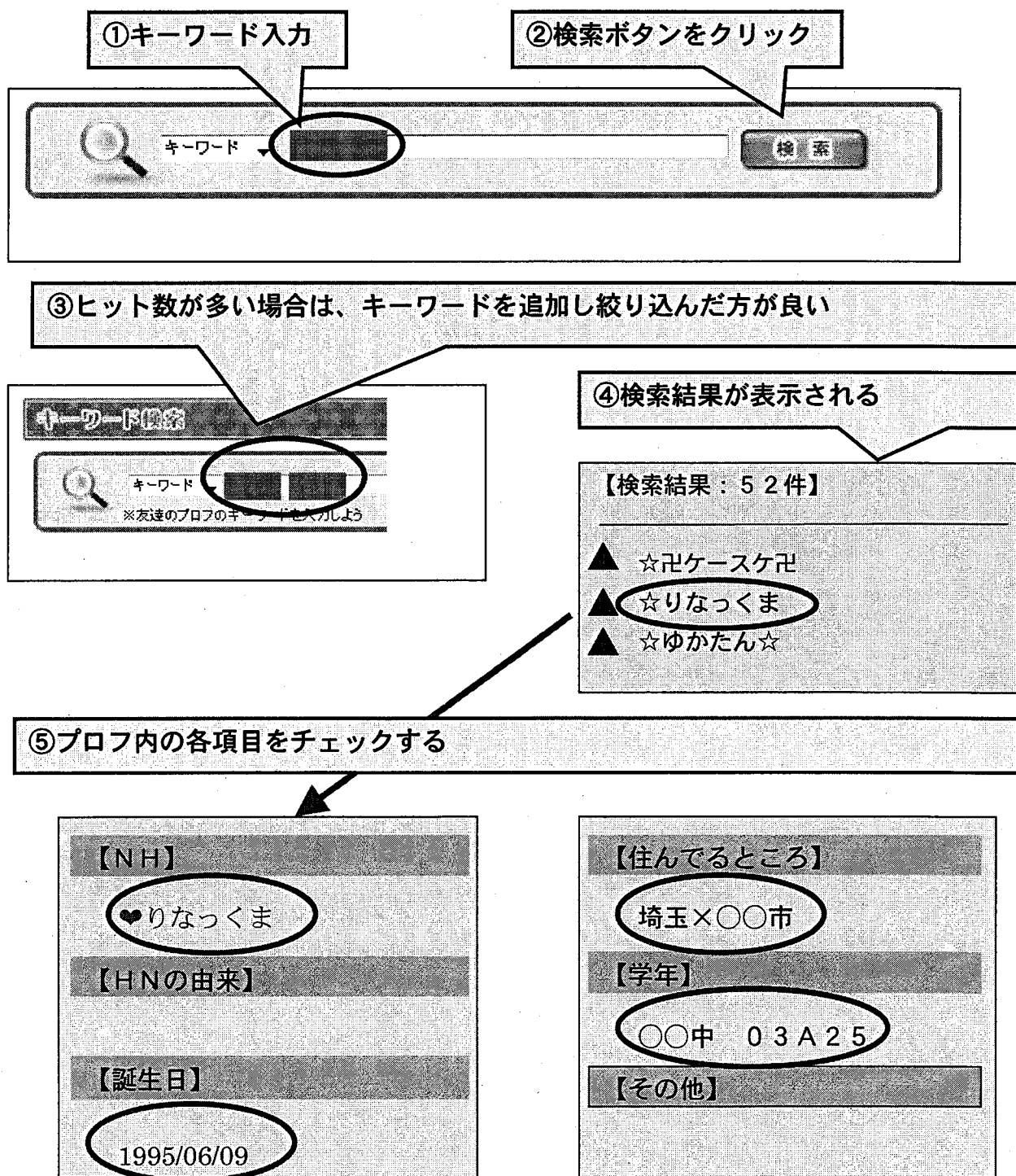
2 ネットパトロールの実際

(1) 検索方法

プロフィールサイト (プロフ)

*前略プロフィールなど

- ①キーワードを入力 (学校名・略称等) する。
- ②検索ボタンをクリックし、表示された検索結果のプロフを全部チェックします。
- ③ヒット数があまりにも多い場合は、キーワードを追加し絞り込むことをお勧めします。
- ④検索結果が表示される。
- ⑤プロフ内の各項目をチェックする。



【ゲストブック】
 ♥りなっくま 宛て

(注) 【ゲストブック】には、全くの第三者からの書き込みもあり、注意が必要です。

↓
【例：ゆかたん からの書き込み】

by ゆかたん
 リーたん×ゆーたん
 らーぶらぶ♥

 りんごちゃん
 だいすきすき♥

 (↑レス[2])

by ゆかたん
 リーたん×ゆーたん
 らーぶらぶ♥

 りんごちゃん
 だいすきすき♥

 (↑レス[2])

(注) 【myりんく】には、リンクが貼ってあります。リアル・ブログ・リンク集などあり確認した方が良いでしょう。
 *人によって設定が違う

[1]
 財布〜♥
 いいのないのかなあ?

 [2]
 プロフ見ました。かわいいですね。
 大学生やってます。よかったら連絡
 ください。
 090-0000-0000

【myリンク】
 ▲ぶろぐ
 ▲りある

↓
【例①：〇〇日記】

りな★りある♥

 明日の朝早い～
 おきられるかなあ～
 とりあえず一服 (-.-)y° ° °
 うま～い

 11/07/10 (sun) 23:50

【例②：〇〇ブログ】

りなっくまBLOG
 パスワードを入力してください。

 転載禁止画像

 PCからは閲覧
 できません

【例③：リンク集】

〇〇中学校〇年〇組のメンバー
 ★〇村 〇子 ★〇山 〇美
 ★山〇 〇平 ★〇本 〇雄

*パスワードを要求されることがある。
 *PCから閲覧できないものがある。
 *リンク集には顔写真が掲載されているものもある。

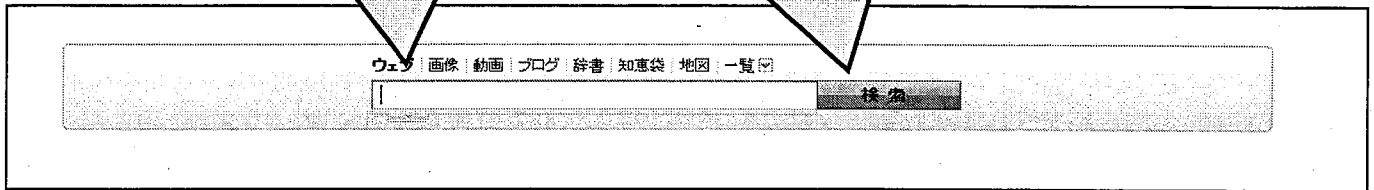
掲示板

* 2ちゃんねる、埼玉話、ミルクカフェ など

- ①検索エンジンに掲示板名を入力する。
- ②検索ボタンをクリックする。
- ③表示されたスレッド一覧を見て、気になるスレッドをクリックし、内容を確認する。
- ④全レスの内容を確認する。

①掲示板名を入力する

②検索ボタンをクリックする



③気になるスレッドをクリックし、内容を確認する

④全レスの内容を確認する

★無名さん (15)
こいつ まじやばいよ
3 / 3 (木) 21 : 44

★職人 (5)
ヤンキーの方は見てください
3 / 3 (木) 21 : 30

★名無し (18)
どうもりさりさでえす♥
3 / 3 (木) 21 : 12

★無名さん (15)
こいつ まじやばいよ
3 / 3 (木) 21 : 44

[1] Dr.ワリオ
NOOB/FOMO
3 / 3 (木) 21 : 54
○○中の2年の○下○雄のことだろ？

[2] 若旦那
K002/au
3 / 3 (木) 21 : 58
○下の携帯だよ 090-○○○○-○○○○
みんなTELしちゃって

* 「全レス表示」をクリックすれば、全文確認をすることができる。

(注) 掲示板には、名前やイニシャル等での誹謗中傷の書き込みが見られる。
新しいスレッドが立ったら確認したほうがよい。

- ◆他人の顔写真を勝手に掲載し誹謗中傷したり、他人のプロフに勝手にリンクを貼って誹謗中傷するケースも見られる。
- ◆他人の携帯電話の番号を勝手に掲載するケースなども見られる。

4 「ネットいじめ」や「ネットトラブル」に関する相談窓口

○いじめ相談に関するもの	
県立総合教育センター よい子の電話教育相談（心のケア）	【18歳以下の子供専用】 0120-86-3192 【保護者専用】 048-556-0874
さいたま地方法務局人権擁護課 （人権相談）	【子ども人権110番】 0120-007-110
子どもスマイルネット （埼玉県子どもの権利擁護委員会 電話相談）	048-822-7007
○インターネットを使った犯罪に関するもの等	
けいさつ総合相談センター	#9110又は048-822-9110
埼玉県警察HP「サイバー犯罪対策」 （違法、有害情報の通報のみ）	【 http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/110_soudan/joho110/cyber/cyber_joho.html 】
○架空・不当請求の相談に関するもの	
消費者ホットライン（全国共通）	0570-064-370
埼玉県消費生活支援センター	【川 口】048-261-0999 【川 越】049-247-0888 【春日部】048-734-0999 【熊 谷】048-524-0999
○インターネット上の有害情報に関するもの	
違法・有害情報相談センター （教育委員会・学校関係者対象）	【電話相談】 03-5644-4800 【インターネット相談】 http://www.ihaho.jp/



5 インターネットに絡む主な犯罪・法令等

電子掲示板等への安易な書き込みが、次のような犯罪行為につながる可能性があります。

〈平成21年埼玉県教育委員会「ネットいじめ等の予防と対応策の手引」より一部抜粋〉

<p>○男、うざい！ちょーキモイ。 ○○先生は、○子先生を酔わ せてわいせつな行為をした</p>	<p>名誉毀損 (刑法第230条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> その内容が事実か否かに関係なく公然と人の名誉を傷つける行為をいう。 ▼3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金
	<p>侮辱 (刑法第231条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事実を示さなくても、公然と人を侮辱する行為をいう。 ▼拘留又は科料
<p>上等じゃねえか、お前、 ぶっ殺してやるからな。 気をつけな。</p>	<p>脅迫 (刑法第222条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人の生命、財産、身体、名誉、自由に対して害悪を告知すること。 脅迫の対象は、被害者本人か親族に限定される。 ▼2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
<p>○○中学校に爆弾を仕掛けた。 ○日午後○時にボーン、 冗談じゃない。</p>	<p>威力業務妨害 (刑法第234条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 威力を用いて人の業務を妨害する行為をいう。 ▼3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
<p>先生を困らせるため死のう とします。○日夕方○時、さ ようなら</p>	<p>偽計業務妨害 (刑法第233条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて人の業務を妨害する行為をいう。 ▼3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
<p>「私とHしたいおじさん、 いませんか」 (中学生) 「¥3~デートしていいよ」 (16歳・高校生)</p>	<p>インターネット異性紹介 事業を利用して児童を誘 引する行為の規制等に関 する法律(出会い系サイト 規制法)第6条 (児童に係る誘引の規制)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出会い系サイトを利用して、大人が18歳未満の児童に性交等の相手をしてほしい、お金を払うから交際してほしいなどと書き込むこと。 18歳未満の児童が性交等の相手や援助交際の相手を探す書き込みをすることは、法律で禁止されており処罰の対象となる。 ▼100万円以下の罰金
 <p>【HN】 埼玉○子 【誕生日】 平成4年○月○日 【職業】 ○○高校1年○組</p>	<p>肖像権侵害</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他人が撮影した写真等の著作物を無断で私的使用以外の目的に使用する行為をいう。 顔写真を公開する場合は、写されている人の承諾が必要であり、承諾なく公開すれば肖像権侵害として不法行為となる。
	<p>著作権法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本の記事や写真をカメラ付き携帯電話で撮影し、インターネット掲示板に勝手に配信し掲載する行為をいう。 ゲームキャラクターやアニメキャラクターを無断で利用する行為も該当する。 ▼権利侵害 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
<p>不正アクセス行為の禁止 (不正アクセス禁止法第3条)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 無断で他人の識別符号(ID・パスワード)を使ってコンピューター等にログインし、制限されている特定の機能を利用する行為の禁止 ▼1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
<p>不正アクセス行為を助長させる行為の禁止 (不正アクセス禁止法第4条)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 識別符号(ID・パスワード)を無断で第三者に販売・提供する行為の禁止 ▼30万円以下の罰金

心をはくくむ指導

本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を活用した豊かな心の育成

小学校低学年「きょうもげんきに」

資料名	内容項目	資料の特徴
せいろくのゆうき	1 - (3)	・いじめ



小学校中学年「みんななかよし」

資料名	内容項目	資料の特徴
ハートがたのガム	1 - (3)	・不要な持ち物
かなちゃんへの手紙	2 - (1)	・ていねいな言葉づかい
わたしとのぞみ	2 - (3)	・いじめ
家族のアルバム	3 - (1)	・やさしい言葉づかい



小学校高学年「夢にむかって」

資料名	内容項目	資料の特徴
由美の交換ノート	1 - (4)	・からかい
ちょっとひどくない?	2 - (1)	・やさしい言葉づかい
わたしって何	3 - (1)	・いじめ
あなたも同じ...	4 - (2)	・いじめ



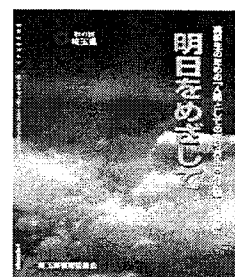
中学校「自分を見つめて」

資料名	内容項目	資料の特徴
私たちの初詣	1 - (3)	・いじめ
仮入部	2 - (3)	・真の友情



高等学校「明日をめざして」

資料名	内容項目	資料の特徴
見えない相手	1 - (3)	・誠実
後味の悪い再会	2 - (2)	・信頼・友情に関すること




道徳の内容をしっかりと教え、児童生徒に豊かな心をはくくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てる。

【資料5】相談窓口一覧

一人で悩まず相談を！



- よい子の電話教育相談
埼玉県立総合教育センター
電話（保護者）048-556-0874
（18歳以下の子供）0120-86-3192
- Eメール相談・FAX相談
埼玉県立総合教育センター
Eメール相談 soudan@spec.ed.jp
FAX相談 0120-81-3192
相談携帯サイトQRコード 
- 乳幼児に関する相談
面接相談 ※要予約
電話（保護者）048-556-3311
電話 048-556-4180
- 埼玉県警察少年サポートセンター
（月～土 8:30～17:15）
電話 048-865-4152
- ヤングテレホンコーナー
（月～土 8:30～17:15）
電話 048-861-1152
- 少年サポートセンター川越相談室
（月～金 9:00～16:00）
電話 049-239-6598
- 少年サポートセンター熊谷相談室
（月～金 9:00～16:00）
電話 048-524-4016
- 少年サポートセンター東分室
（月～金 9:00～16:00）
電話 048-718-4152
- 中央児童相談所
電話 048-775-4152
- 南児童相談所
電話 048-262-4152
- 川越児童相談所
電話 049-223-4152
- 所沢児童相談所
電話 04-2992-4152
- 熊谷児童相談所
電話 048-521-4152
- 越谷児童相談所
電話 048-975-4152
- 越谷児童相談所草加支所
電話 048-920-4152
（月～金 8:30～18:15 土・日・祝日・年末年始を除く）
- 子どもスマイルネット
電話 048-822-7007
（毎日 10:30～18:00 祝日・年末年始を除く）
- 子どもの人権110番
電話 0120-007-110
（月～金 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く）
- さいたまチャイルドライン
電話 0120-99-7777
（毎日 16:00～21:00 年末年始を除く）
- 埼玉いのちの電話（18歳未満の子供専用）
電話 048-640-6400
（金・土 15:00～21:30）
- 財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan>